

経済財政政策部局の動き：政策の動き

「外国企業の日本への誘致に向けた5つの約束」の概要

政策統括官(経済財政運営担当)付
参事官(総括担当)付政策調査員

田中 拓郎

I はじめに

平成27年3月17日、安倍内閣総理大臣出席の下、「対日直接投資推進会議」(以下、「推進会議」という。)において「外国企業の日本への誘致に向けた5つの約束」(以下、「5つの約束」という。)が決定された。

日本を再活性化するためには、国をオープンにして、多様な文化を持ち、日本へ新たなビジネスモデルや先端技術の研究開発活動等を持ち込む潜在可能性のある外国企業に、日本への立地を積極的に促していく必要がある。しかし、日本語という言葉の問題や制度・慣行の相違もあり、外国企業が日本でビジネスを行い、また、外国人が家族とともに生活することの利便性が十分に確保されているとは言えない状況にある。

そこで、「5つの約束」では、外国企業から利便性を阻んでいると指摘が多い事項について、今年度より早速改善に取り組むとともに、日本に重要な投資をした企業に対して、副大臣を相談相手につける「企業担当制」の運用を今後行っていくこととしている。以下、対日直接投資の推進にかかる最近の動向、及び「5つの約束」の概要を紹介する。

II 対日直接投資の推進にかかる最近の動向

対日直接投資は、内外資源の融合によるイノベーションや地域での投資拡大・雇用創出を通じて、日本経済の成長力強化及び地域の活性化に貢献する。しかし、日本への直接投資はOECD各国等と比較して極めて低い水準にとどまっている(図1)。

こうした中、対日直接投資の推進に向けた課題を整理するため、平成26年2月から4月にかけて、「対日直接投資に関する有識者懇談会」を開催し、外国企業経営者等からのヒアリングを実施した。ヒアリング結果は報告書にまとめられたが、主な概要は以下のとおりである。

「対日直接投資に関する有識者懇談会」報告書の概要

○対日直接投資の増加に向けた課題

- (1) 低い収益性：日本特有の制度・慣行、コーポレートガバナンスの課題等
- (2) 高いコスト：事業コスト、税負担等

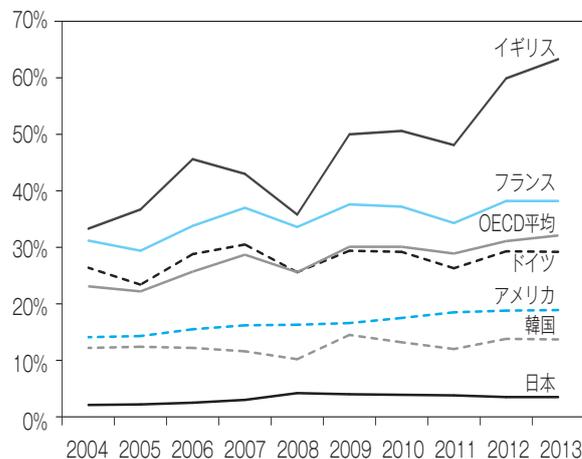
○外国企業からの具体的政策提言

- (1) グローバルな制度との調和
 - ①税制
 - ②人材の確保、雇用制度等
 - ③コーポレートガバナンス
 - ④企業合併制度
 - ⑤規制や行政手続きの国際調和
- (2) 経済連携・社会保障協定等の推進
- (3) 生活環境の整備
- (4) 個別事業分野に関する課題
- (5) 対日直接投資に対する支援・優遇策
- (6) 日本の魅力発信

この報告書を受けて、対日直接投資の推進体制を強化するため、平成26年4月25日に推進会議を開催し、対日直接投資推進の取組方針を確認した。これに基づき、推進会議を司令塔として、国内の制度改革等を進めるとともに、対日投資案件の発掘・誘致活動に取り組んできた。

さらに、外国企業や外国人が日本でビジネスや生活を営むための環境整備を推進するため、本年3月17日に安倍内閣総理大臣出席の下、推進会議を開催し、「5つの約束」を決定したところである。

図1 主要国の対内直接投資残高のGDP比



(出所) OECD "International direct investment database"

Ⅲ 「5つの約束」の概要

アベノミクスによる経済の好循環の進展等により、日本の企業立地点としての国際競争力は飛躍的に高まっている。投資先としての日本に対する評価は向上しており、フローの対日直接投資額も平成24年12月の政権交代以降、大幅に増加した(図2)。

こうした変化を追い風として、外国企業による日本への立地を更に促進するため、外国企業から利便性を阻んでいると指摘が多い事項について、「5つの約束」を決定し、2015年度から早速改善に取り組むこととしている。「5つの約束」の主な概要は以下のとおりである。

○一つ目の約束

「小売店、病院、交通機関等での多言語化」

百貨店・スーパーマーケット等で、外国語で商品を選ぶことができるよう、店内表示の多言語化や、QRコード等を活用した多言語での商品情報表示に取り組む。

外国語で診療を受けられるよう、医療通訳等が配置された拠点病院を全国に整備する。

車や公共交通機関で移動する際も外国語表記を活用できるよう、「観光立国実現に向けた多言語対応の改善・強化のためのガイドライン」における施策の実施を進める。

○二つ目の約束

「無料公衆無線LANの整備、利用手続の簡素化」

訪日外国人が、街中で、我が国通信キャリアとの契約無しに、無料公衆無線LANを簡単に利用することができるよう、エリアオーナー、通信事業者等に働きかけて無料公衆無線LANの整備を進める。また、商業店舗等において、一度の利用手続で複数のエリアオーナーの無料公衆無線LANが利用できるようにする。

○三つ目の約束

「地方空港におけるビジネスジェット受入れ環境の整備」

外国企業の日本への立地を容易にするため、地方空港において審査ブースの増設、増員を実施するとともに、ビジネスジェット受入れのためのCIQ(税関・出入国管理・検疫)について、事前連絡の期間の短縮化を目指す。

○四つ目の約束

「海外から来た子弟の教育環境の充実、我が国の英語

教育の充実」

海外から来た子弟の充実した教育環境の整備を図るとともに、日本で教育を受けた者が英語で円滑にコミュニケーションが取れるよう、インターナショナルスクールの各種学校としての認可促進、外国人留学生の日本企業への就職支援を図るとともに、我が国の小学校の英語授業の充実を目指す。

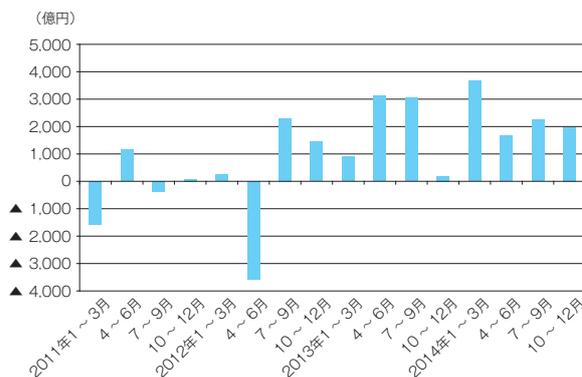
○五つ目の約束

「企業担当制の運用、対日投資誘致のネットワーク」

海外から日本に重要な投資をした企業に対して、副大臣を相談相手につける企業担当制を運用する。

政府、投資誘致機関、地方自治体が連携して投資誘致を行うことが出来るよう、情報の共有や体制整備を行う。

図2 対日直接投資額(フロー)の推移



(出所) 財務省・日本銀行「国際収支統計」
注：データは国際収支マニュアル第6版準拠

Ⅳ おわりに

平成24年12月の政権交代以降、アベノミクスや様々な分野における規制改革等の取組が功を奏し、日本のビジネス環境は改善されつつある。

こうした状況の下、2020年にオリンピック・パラリンピック東京大会を開催することも一つの契機ととらえ、日本への直接投資を更に後押しすることを目的として「5つの約束」が決定された。具体的な障害について、対象を絞り、取組のスケジュールを明確にした上で方針として取りまとめた点は非常に意義のあるものである。今後、これらの取組により、日本における外国企業・外国人にとってのビジネス・生活環境のより一層の改善を図り、対日直接投資が拡大していくことを期待したい。

田中 拓郎(たなか たくろう)